

令和4年12月16日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和4年12月16日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	渡邊美喜子	13番	尾崎 忠義
14番	志村 忠昭		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、11番 隅岡 美子 君・13番 尾崎 忠義 君を指名致します。

日程第2. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。まず、12月9日に開催しました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、金井 浩三 君。

総務教育常任委員会委員長（金井 浩三）

お早うございます。

総務教育常任委員会結果報告について、令和4年12月9日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項、

議案第1号、多度津町旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金条例の制定について

議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第7号、令和4年度多度津町一般会計補正予算（第5号）

議案第8号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）

議案第9号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）

議案第10号、令和4年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）

議案第11号、令和4年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

議案第12号、工事請負契約の締結について（令和4年度多度津駅周辺駅前広場整備工事（西側駅前広場））

議案第13号、香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について

審議結果、

議案第1号から議案第5号まで及び議案第7号から議案第13号について

委員、傍聴議員より、

- 一つ、基金条例自体には反対しないが、合田邸だけのものではなく他の町民会館などの老朽化した公共施設にも使える基金が必要なのではないかと。
- 一つ、既存の基金では幼稚園や体育館の耐震補修の工事には、うまく機能しないのは何故なのか教えてもらいたい。
- 一つ、ふるさと納税は合田邸だけではなく、体育館や町民会館などへ万遍なく使ってもらいたい。
- 一つ、基金を積み立てるのならば、クラウドファンディングなどで努力してもらって、計画的に子育て支援とか給食費無償化などで大切に使ってもらいたい。
- 一つ、企業版ふるさと納税での寄附金は予想が立たないと思うが、どの位を目標にしているのか。100万円では少ないのではないかと、寄附を増やす具体的な案を考えているのか。
- 一つ、条例には「基金は確実なところに保管する」とあって、「必要な事項は町長が定める」とあるが、どこに預けるのか。
- 一つ、クラウドファンディングには目標額や期限があり、目標額に届かなければ返さなければならないのではないかと。
- 一つ、クラウドファンディングをするにしても手数料や返礼品も必要なのではないかと。
- 一つ、企業版ふるさと納税は、実績がないのではないかと。
- 一つ、基金を作って合田邸だけに使うというのは、町民感情としては受け入れられないのではないかと。
- 一つ、財政が逼迫して子育て世代への手厚い施策などの新規事業が出来ないのに基金条例を作るというのは、厳しい世論がある中でどう考えているのか。
- 一つ、重伝建の区域の中で合田邸を修復しなければ、補助が出ないのか。
- 一つ、今回の議員報酬や職員の給与改定で、どの位の増額になるのか。
- 一つ、光熱費を150万円補正しているが、いつまでの支払いを考えているのか。また、教育課で光熱水費を補正しているのは電気代の高騰によるものなのか。
- 一つ、旧庁舎のセキュリティは、どのように考えているのか。
- 一つ、旧庁舎は今後どのようにしていくのか。検討の進捗状況はどうなっているのか、早く方針を決めて有効活用してもらいたい。
- 一つ、出産・子育て応援交付金があるが、4月以降にすでに出産している人は申請

- が必要なのか。また、この交付金はいつまで継続するのか。
- 一つ、介護施設等物価高騰対策支援金615万円の補正があるが、訪問介護や通所介護は1人当たりになるのか回数当たりになるのか。食材の高騰に対応するのなら、事業所一律ではない方が良いのではないか。
 - 一つ、介護事業所の倒産が新聞記事になっているが、町内事業所は大丈夫なのか。
 - 一つ、社会教育総務費の工事費709万5千円の補正は何に使うのか。町民会館は舞台照明も修理が必要なのではないか。
 - 一つ、町民会館は老朽化して億単位の費用が必要になるが、今までと同じ使用方法ではなく多度津地区公民館に変更することは考えていないのか。
 - 一つ、ゼロカーボンシティ宣言をしているが、太陽光発電は既存住宅でも補助の予算があるのか。
 - 一つ、公共施設の老朽化に伴って各課で長寿命化計画を作っているが、全体の費用を把握しているのか。体育館などは点検を実施すれば、早急に修理が必要な箇所が分かるのではないか。
 - 一つ、老朽化した体育施設や文化施設が沢山あるので、残す施設と残さない施設を議論して決定すべきでないのか。
 - 一つ、農・漁業者エネルギー等高騰対策給付金交付事業では農事組合法人が除かれたり、農業者は収支内訳書が必要にも拘わらず、漁業者は届け出た船のトン数で良いというのは差があるので、経緯を教えてもらいたい。支払方法に国の指示はあったのか、手続きがしやすいようにしてもらいたい。
 - 一つ、臨時交付金を活用した様々な事業を行なっているが、交付金が打ち切られても継続して欲しいという声が出た時には、どのような方針を考えているのか。
 - 一つ、道路新設拡張事業費749万5千円の補正は、町道28号線の予算を庄・土井畑線に回すということだが内容を教えてもらいたい。
 - 一つ、児童福祉費の国庫補助金に保育所等整備交付金1,957万5千円の補正があるが、どこの保育所が補助を受けるのか。園舎の取り壊し費用も含まれるのか。
 - 一つ、島しょ部買物支援事業者支援金で20万円の補正があるが、2事業者になるのか。
 - 一つ、消防団員報酬を290万円減額しているが、根拠を教えてもらいたい。
 - 一つ、介護保険事業の「おもいやり配食サービス」開始時と現在の数字を教えてもらいたい。また、配食サービスの単価はいくらなのか。
 - 一つ、通所介護相当サービス事業で300万円補正しているが、詳細を教えてもらいたい。コロナの反動によるものなのか。
 - 一つ、介護保険の給与費明細書で委員等特別職の人数が14名の増員になっている理

由を教えてもらいたい。

- 一つ、駅前広場の工事契約では予定価格の86.99%で落札しているが、最低制限価格はどうやって決定しているのか。香川県の計算式は用いてないのか、
 - 一つ、駅前広場の整備では、事業費を低く抑えるために工事全部を一気にしないで、部分的に先延ばしをすることや工事自体を延期することは出来ないのか。
 - 一つ、駅前広場の工事の面積と平米単価を教えてもらいたい。
 - 一つ、今回の駅前広場の工事では、文化的価値があるという給水塔も整備するのか。
 - 一つ、駅前広場の整備は重要案件であるにも拘わらず、その他報告のみで予算などの議論をしないようにしているのは何故なのか。
 - 一つ、駅前広場のキッチンカーを入れるところが芝生のままというのは、以前に指摘した議員の意見は聞かないということなのか。芝生に影響が出ないように検討すべきではないのか。
 - 一つ、駅前広場の整備では、駐車場を用意しないのか。
 - 一つ、駅前広場は、将来的に遊具を設置するのか。
 - 一つ、駅前広場の利用者はJRやコンビニのトイレを使ってもらいたいということだったが、関係者との協議はどのようになっているのか。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、学校教育施設の基金はあるが、町民会館などにも使えるように色々と考えなければならない。
 - 一つ、既存の基金は、それぞれ目的があって積み立てているので、全てがうまく機能していない訳ではない。
 - 一つ、今回の基金は企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングで寄附を集めて、使途を合田邸に特化して積み立てることとしている。
 - 一つ、寄附金の目標額としては初年度なので補正予算では企業版ふるさと納税などでの100万円としているが、出来るだけ集めたい。具体的にはストーリーを作って寄附者の共感を得たいと考えている。
 - 一つ、基金については出納室が指定金融機関の大口定期で運用しており、町長が1人で決めるのではなく担当課と相談してベストなところを決定している。
 - 一つ、クラウドファンディングには、目標額を達成できなくても寄附者に返さなくて良いオールイン方式を利用する予定である。
 - 一つ、ガバメントクラウドファンディングにおいては業者への手数料や返礼品も必要になるが、合田邸のグッズや瓦に名前を書くなどの高額ではないものを予定している。
 - 一つ、過去に企業版ふるさと納税の実績はあるが、寄附者が非公開を希望してい

- る。
- 一つ、合田邸のクラウドファンディングをするのは資金を集めるだけでなく、若者への情報発信に役立つと考えており、他にも様々な波及効果があると考えている。
 - 一つ、色々な事業をする中で100%の同意を得ることは難しいが、町民の最大公約数的な同意は必要だと考えており、そのための努力をしている。
 - 一つ、合田邸も重伝建の区域に含まれるので、重伝建の指定を受ければ補助がつくことになる。また、国の重要文化財に指定されても補助がつくが、現時点では町指定の有形文化財として緊急的な保全が必要になっている。
 - 一つ、今回の改定で議員報酬が約21万6千円、特別職が約9万4千円、教育長が約3万5千円、一般職は勤勉手当で約590万円、給料表改正で約230万円の増額になる。
 - 一つ、光熱水費の補正は旧庁舎のもので、契約上の年度末までの6ヶ月分を計上しているが、4月以降は低圧電気に変更する予定である。教育課関係の光熱水費の補正は電気料金の高騰によるものである。
 - 一つ、旧庁舎のセキュリティは特にしていないが、業務の中で週に1回程度の点検を行ったり、車の進入防止柵をしており、保険にも加入している。
 - 一つ、旧庁舎の用途については、まだ決定していない。今後は都市計画の中で検討していくものと考えている。
 - 一つ、出産・子育て応援交付金は4月1日に遡って支給するもので、すでに出産している人は申請が必要になる。この交付金は伴走型相談支援で妊娠時に5万円と妊娠8ヶ月時点で保健師と面談した上で出産時に5万円を支給するもので、今後も継続すると聞いている。
 - 一つ、介護施設等物価高騰対策支援金は、県と同様に規模に関係なく介護サービス事業を運営している法人に対して支給するもので、訪問系は一律10万円、通所系は一律15万円、入所系施設は一律30万円などとなっている。
 - 一つ、現時点では、介護事業所の経営悪化の相談はない。
 - 一つ、社会教育総務費の補正は、町民会館のエアコンの中央管理装置の修理に要する費用である。舞台照明の修理などで全体では約3億円が必要なので分割して実施するなど計画的に修理したい。
 - 一つ、町民会館を多度津地区公民館に変更する考えは、参考にしたい。
 - 一つ、太陽光発電の補助は210万円を計上している。
 - 一つ、公共施設については各課での検討が必要なので、修理費用の総額を把握することは難しい。体育館は耐震診断の結果により判断することになるが、道路及び橋梁や町営住宅は計画的に予算計上している。
 - 一つ、公共施設を全て維持管理することは莫大な予算が必要となって難しいので、

今後は取捨選択を検討しないといけないと考えている。

- 一つ、農・漁業者支援給付金は個人を対象にしているが、漁業者は出漁するだけで相当量の燃料を使用する特殊性があつて農業者と同様の支給は難しいので、農協や漁協で意見を聞いた上で制度設計している。支払方法は各市町が独自で考える事になっている。
- 一つ、臨時交付金が打ち切られてもバランスを考えながら財政規律を守って、今までどおりやっていきたい。
- 一つ、町道28号線も庄・土井畑線も県補助金を活用する事業であるが、内示額が4割だったことから、町道28号線は来年以降に回して庄・土井畑線の完了を優先するように補正したものである。
- 一つ、保育所等整備交付金は愛光保育園の建て替えに伴って、3歳未満児の定員を増やしたことによる国庫補助金であり、園舎の撤去費用として369万7千円が算定されている。
- 一つ、島しょ部の買物支援事業者は、2事業者である。
- 一つ、消防団員報酬を減額するのは、県の消防操法大会に向けて4月から70回の訓練を予定していたが、開催決定が6月に遅れて回数が少なかったことによるものである。
- 一つ、「おもいやり配食サービス」は平成29年度の開始時には、利用者が82名で配食数が6,572食、令和4年度は6ヶ月の利用者が90名で配食数が3,835食となっており、年間では7,670食程度なので150万円を補正している。配食サービスの単価は、陸地部では見守りを兼ねた600円で島しょ部は500円になる。
- 一つ、通所介護 相当サービス事業は要支援1・2の人がデイサービスなどを利用するもので、当初予算は3,200万円であったが、半年間で1,660万円支給したことから不足する300万円を増額補正するものである。昨年度はコロナによりサービスを控えた面もあるし、対象者も増加している。
- 一つ、介護保険の委員等特別職が31名になっているのは、令和5年度に意見を広く聞いて6年度から3年間の介護保険事業計画を作る策定委員会を開催することに伴うものである。
- 一つ、工事の入札における最低制限価格は原課からの資料に基づいて、町の基準に当て嵌めて適正に計算している。香川県の計算式は参考にしている。
- 一つ、駅前広場整備工事の契約については可決か否決の二者択一になるので、減額などで契約条件を変えることは出来ず、都市再生整備事業の計画自体を変えることも出来ないが、進捗状況や工事内容の変更があれば、お知らせしたい。
- 一つ、駅前広場の面積は約3,300㎡で、平米単価は49,443円になる。
- 一つ、今回の駅前広場の工事では給水塔の整備は入っておらず、政策観光課の予算

で別途工事を予定している。

一つ、駅前広場の整備などは都市再生整備事業になるので、これまでに複数回にわたって各種委員会で説明や報告をしている。

一つ、駅前広場は芝生での設計をしているが、不具合があるか検証した上で議会の意見を参考にして、より良い方法を検討したい。

一つ、今回の整備では駐車場を計画していないが、必要に応じて検討することとしている。

一つ、駅前広場の遊具については、必要があれば設置したい。

一つ、駅のバリアフリー化やトイレの利用については、JRとの協議を継続しながら進めたい。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号については、採決の結果、委員会として原案を否決し、議案第2号から議案第5号まで、及び議案第7号から議案第13号については、委員会として原案を可決した。また、その他として、執行部より他6件の報告があった。以上です。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、12月9日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、尾崎 忠義 君。

建設産業民生常任委員会委員長（尾崎 忠義）

令和4年12月9日に開催致しました建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり、報告を致します。

審議事項、議案第6号、多度津町使用料条例の一部改正について。

審議結果、議案第6号につきましては、委員会として原案を可決を致しました。

以上であります。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、12月12日に開催されました行財政改革特別委員会の委員長報告を求めます。行財政改革特別委員会委員長、兼若 幸一 君。

行財政改革特別委員会委員長（兼若 幸一）

行財政改革特別委員会結果報告について、令和4年12月12日に開催した行財政改革特別委員会における調査結果について次のとおり報告する。

調査事項、

1. 伝統的建造物群保存地区の制度について
2. 中期財政計画（令和5年度～令和9年度）について
3. 合田邸の中長期的な保全について

調査結果、

執行部より、調査事項についての説明があり、

委員、傍聴議員より、

一つ、伝統的建造物群に該当する場合の工事予算は、どういう形になるのか。

一つ、補助金がここまで出るという数字はあるのか。

一つ、補助金の上限は1千万円ということだが、年度が変われば複数回でも出るのか。

一つ、奥白方や豊原地区にも文化的なものがあるので、伝統的建造物群保存地区を広げることは可能なのか、また、西浜地区を準ずる地区に指定するということとは出来るのか。

一つ、全体としては、どれ位の事業を考えているのか。

一つ、伝統的建造物群保存地区指定を目指すのは、町としての優先順位はどの位なのか。

一つ、庁舎建設が終わり、町債が今後まだ増える可能性がある時期に伝統的建造物群保存地区を急いでしなくても良いのではないのか。

一つ、伝統的建造物群保存地区は重要だが、将来負担比率などの財政指数が悪い中では、財政の健全化を図らないと子供達や住民の未来が展望できないのではないのか。

一つ、町の財政が厳しい状況の中で大丈夫かという町民の声もあり、デメリットである「費用負担」とメリットである「誇り」ということをどのように考えるのか。

一つ、賛成者のところを実施するのは問題ないと思うが、反対というところはどのようにしていく予定なのか。

一つ、保存委員会の中で修理と修景の順番を決めるというのは大きな責任があるが、どういう形で決めていくのか。

一つ、基金残高は減少傾向ということだが、今後の推移の見込みを教えてもらいたい。

一つ、歳入不足を補填する案の中で、ふるさと納税の推進や町有財産の有効活用を考えているということだが、金額の想定などの具体案が必要ではないか。旧庁舎の跡地はどう活用するのか。

一つ、設置後30年が経過した公共下水道は、今後どういう風にして建設的経費を膨らましていく要素があるのか聞きたい。

一つ、多くの公共施設が改築や更新をしなければならないが、町民会館は経営的に

非常に厳しいので、今後は整理して多度津地区公民館という形で建物を再利用するという事も考えてもらいたい。

- 一つ、各課において既存事業を廃止・縮減することで事業費を捻出するとあるが、今の時点でどういう事業なのか聞きたい。
 - 一つ、令和5年から物件費と補助費を3億円ずつ減らして歳出を5年間で30億円も削減することになっているが、財政調整基金を計画どおりに達成するためには事業の見直しや削減の具体的な案も必要なのではないか。
 - 一つ、給食費無料化とか18才までの医療費無料化も考えた少子化対策を含めた財政を考えるべきでないのか。
 - 一つ、町道277号線が浜街道から国道11号線や高速道路と接続する構想が多度津町にとって財政的にプラスになるのでないか。
 - 一つ、定年延長についての考え方を聞きたい。
 - 一つ、合田邸に関しては、学校教育施設等の基金は使えないのか。
 - 一つ、令和5年度から9年までで6,550万円が必要ということだが、工事費と比べて設計業務が高過ぎるので説明をお願いしたい。また、詳細については後で報告してもらいたい。
 - 一つ、計画内容の文章に、基金の積立て実績により適宜見直しを行うものとするところがあるが、どういったことを考えているのか。
 - 一つ、スケジュールに令和5年の設計業務が入っているが、予算を計上しているのか。
 - 一つ、クラウドファンディングなどで工事費を賄えなければ、一般財源からの持ち出しもあるのか。
 - 一つ、緊急保全とスケジュールは、厳格に守ってもらいたい。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、補助金は保存委員会で決まることになるが、全国的には事業費に対する補助は修理で概ね5分の4、修景で3分の2ということが多い。
 - 一つ、補助金は町の予算も決まっているので、1件当たりの金額を保存委員会で検討しなければならない。
 - 一つ、補助年度の上限を3年にして、屋根を修理した事例もある。
 - 一つ、制度上は準ずる地区というのはないので、伝統的建造物群保存地区の指定を受けることによって、周辺地区においては「歴史まちづくり法」の補助を活用することが考えられる。
 - 一つ、予算にも限りがあるので、長期的に20年から30年かけて毎年2千万円を出すと、町はその半額の2億円から3億円を負担することになる。
 - 一つ、町ではプロジェクトチームを作っているので、重要な施策と考えている。
 - 一つ、本通地区の建物は傷んだり、空き家が増えているので早く進めたいが、町の

財政も考えて国庫補助の歳入を増やすための施策と考えている。

- 一つ、1千万円を上限にすると、町の負担は300万円の30軒分で9千万円が必要になるが、10年間で実施すれば年間では900万円で済むので過度な負担にならないようにしたい。
- 一つ、他の伝建地区で行っているように、シェアハウスや古民家再生などの新しい産業をそれぞれの個人が考えたり、バランスを考えながら地元の人の意見を聞いて実施していく事業だと考えている。
- 一つ、特定物件は後から増やすことも可能であるし、修景に関しては、今すぐ何かをしなくても良いので、理解してもらえるように一生懸命に説明して行く。
- 一つ、修理の順番を決めるのは大変難しい作業であるが、住民の同意が必要になるので、町並み保存会等を結成して一人ひとりの意見を聞いた上で理解を得ながらやっていく事業だと考えている。
- 一つ、普通建設事業費を抑制する計画を立てているが、それだけでは歳出超過を改善できずに基金を繰り入れる状況が続き、財政調整基金の残高は減少する見込みである。
- 一つ、歳入不足を補填する案としては、多度津山の残土置場や町営住宅跡地などの積極的な売却が考えられるが、具体的な金額を言うことは出来ない。旧庁舎跡地を売却するのは難しいので、都市計画の中で考えていきたい。
- 一つ、下水道事業は公営企業会計に変わっていくので、建設費の部分は財産などの整理も行っているが、今後は下水道使用料とのバランスも考えたい。
- 一つ、財政状況が悪いので、住民サービスの低下を招かないように町民会館をはじめ、全ての公共施設について残すかどうかを考えたり、町営住宅跡地などの町有地を必要なものと不必要なものに分けて売却をしなければいけないと考えている。
- 一つ、平成19年から令和3年の15年間で将来負担比率318.5が182.4と136.1ポイント下がり、町債残高266.7億円が251.2億円と15.5億円減少し、充当可能基金残高4.1億円が21.7億円と17.6億円増加するなど回復しているので、持続可能な行政運営が出来るように中期財政計画の目標値を達成したいと考えている。
- 一つ、物件費は新庁舎の備品購入費の繰越分や臨時的なものを除いた予測の決算額であり、補助費はコロナ対策や愛光保育園に係るものを推計して計画を立てているので、財政調整基金を減少させないように経常的なものは歳出抑制に努めなければならないが、現時点では事業を大きく減らすことは考えていない。
- 一つ、少子高齢化が進んでいるので、その時代に合った行政運営をしたいと考えている。
- 一つ、主要な道路が繋がれば多度津町全体が元気になって税収も増えて潤うので、

県や国に要望していきたい。

- 一つ、定年延長については国に準じて令和13年度に定年が65歳となることから、今年度中に役職定年などの規定を盛り込んだ条例等を整備するように準備している。
- 一つ、制度上では現行の基金を利用することは可能だが、クラウドファンディングを行う上では、単独の基金の方が寄附者に具体的な目的を明確に示すことができると考えている。また、他の基金と一緒にすると運用益の掌握ができない。
- 一つ、緊急保全事業の業務委託には修繕の設計及び工事中の管理や工事をしながら建物の調査をする業務が入っているので高くなっている。
- 一つ、想定以上の寄附が集まり基金を積み立てることができれば、計画の前倒しや対象建物の追加をしたいと考えているが、事業費については精査した上で可能な限り減額するように努めたい。
- 一つ、令和5年度当初予算として、歳入・歳出ともに予算要求をしている。
- 一つ、クラウドファンディングで工事費が賄い切れない場合は、一般財源も投入させていただきたいと考えている。

以上のような答弁があり、1. 伝統的建造物群保存地区の制度について、2. 中期財政計画（令和5年度～令和9年度）について、3. 合田邸の中長期的な保全について、行財政改革特別委員会として調査を行なった。

以上で、報告を終わります。

議長（村井 勉）

これより、ただ今の委員長報告に対する質疑を開始致します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これをもって、委員長報告は終わります。

日程第3. 議案第1号、多度津町旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

5番、中野 一郎でございます。動議を提出させていただきます。

ただ今、議題となっております議案第1号について、会議規則第48条の規定により、総務教育常任委員会に再付託の上、継続審査とすることを望みます。

以上です。

議長（村井 勉）

ただ今、中野議員から議案第1号について動議を提出するとの発言がありましたので、ここで賛成者の。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

はい、11番、隅岡 美子でございます。

ただ今の動議に対しまして、継続審議に賛成を致します。

以上でございます。

議長（村井 勉）

ただ今、中野議員から議案第1号についての動議を提出するとの発言がありましたので、ここで暫時休憩致します。

休憩 午前9時44分

再開 午前9時45分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

ただ今、中野 議員他1名から、議案第1号について、総務教育常任委員会に再付託の上、継続審査とすることの動議が提出されました。

この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立致しました。

議案第1号を総務教育常任委員会に再付託の上、継続審査とすることの動議を議題と致します。

提出者の趣旨説明を求めます。中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

はい。議案第1号、多度津町旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金条例の制定については、先ほどの総務教育常任委員会委員長の報告では否決でありました。

私はそのとき傍聴議員でございましたが、この議案に対し、賛成している委員もあり、議論を尽くしてないように思います。

もっと慎重に審査することが必要であると思いますので、議案第1号については継続審査とすることを求めます。

以上です。

議長（村井 勉）

これをもって、提出者の趣旨説明を終わります。
これより、質疑を開始致します。
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結致します。
これより、議案第1号を総務教育常任委員会に再付託の上、継続審査とすることの動議についてを採決致します。
この採決は、電子表決システムによって行いますので、準備を致します。
この動議のとおり、決定することに賛成の方は賛成ボタンを押して下さい。ボタンを押さない方は反対とみなします。
表決漏れはありませんか。
表決漏れなしと認め、確定致します。
締切ります。
賛成多数で、動議は可決されました。
賛成多数と認めます。
よって、議案第1号について、総務教育常任委員会に再付託の上、継続審査とすることの動議は可決されました。
よって、議案第1号について、総務教育常任委員会に再付託の上、継続審査とすることになりました。

続きまして日程第4. 議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和4年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論を致します。

今回の期末手当は改正前の100分の160を100分の165に改正し、総額21万6,000円に引き上げるものであります。現在、町民からは円安、ウクライナ戦争などの影響で、急激に物価が高騰しているのに賃金は上がらない。高齢者の医療費は倍化。年金は下がる一方で収入は減り、消費税は10%のままで買物を控えざるを得ない中で生活は極端に苦しくなっており、町民の皆さん方から悲鳴が上がっております。人事院勧告で職員の賃金が上がり、消費購買力を引き上げることは必要と考えますが、町財政困難時において、政治行政に関わる議員が自らの期末手当をこのような時期に引き上げることに町民の理解は到底得られませんので、従って議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については反対を致します。以上であります。

議長（村井 勉）

他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり、可決と決定することに賛成の方は賛成ボタンを押して下さい。ボタンを押さない方は反対とみなします。

投票漏れはありませんか。

締め切ってよろしいでしょうか。

賛成多数とみなします。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

引き続き、日程第5.議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員(尾崎 忠義)

13番、尾崎 忠義でございます。

私は令和4年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、議案第3号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論を致します。

今回の期末手当は、改正前の100分の160を100分の165に改正し、総額9万4,000円に引き上げるものであります。現在、町民はコロナ禍、円安の進行、物価の高騰で私たちの暮らしを大きく変えております。また、一方、高齢者の医療費は倍化をし、年金は下がる一方で、収入は減り、消費税は10%のままで買物を控えざるを得ない中で、生活は極端に苦しくなっており、町民の皆さん方から悲鳴が上がっております。人事院勧告で職員の賃金が上がり、消費購買力を引き上げることは必要と考えますが、現在、町財政困窮時における政治行政に関わる特別職の期末手当をこのような時期に引き上げることに町民の理解は到底得られませんので、従って議案第3号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、反対を致します。以上であります。

議長(村井 勉)

他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

採決は、電子表決で行いますので準備致します。

準備が出来ましたので、本案は委員長報告のとおり、可決と決定することに賛成の方は賛成のボタンを押して下さい。ボタンを押さない方は反対とみなします。

投票漏れありませんか。

締切ります。

賛成多数で、よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員 (尾崎 忠義)

13番、尾崎 忠義でございます。

私は令和4年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論を致します。

今回の期末手当は、改正前の100分の160を100分の165に改正し、総額3万5,000円に引き上げるものであります。

現在、町民からは、私たちが先日実施致しました町民アンケートでも60歳代の方の意見で戦争しているということで、物価が格段に上がっています。しかし、給料は上がっていません。むしろ下がっています。生活出来ませんという声や30歳代の方の意見で、新型コロナウイルス感染症の流行によって、仕事内容が大幅に変わりました。私は、病院で毎日防護服を来て、コロナ患者様の対応をしています。少しだけでも給付金を医療職に頂けるとうれしいですとの声が寄せられております。仕事量は増え、そして収入が減り、消費税は10%のままで買物を控えざるを得ない中で生活は極端に苦しくなっており、町民の皆さん方から悲鳴が上がっております。人事院勧告で職員の賃金が上がり、消費購買力を引き上げることは必要と考えますが、現在、町の財政困窮時に政治行政に関わる教育長の期末手当をこのような時期に引き上げることに町民の理解は到底得られませんので、従って、議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、反対を致します。以上であります。

議長 (村井 勉)

他に討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

採決は、電子表決システムで行いますので、準備致します。
よろしいでしょうか。本案は、委員長報告は可決です。
本案は委員長報告のとおり、可決と決定することに賛成の方は賛成ボタンを押して
下さい。ボタンは押さない方は反対とみなします。
投票を締切ります。
賛成多数です。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第7. 議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議
題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第8. 議案第6号、多度津町使用料条例の一部改正についてを議題と致しま
す。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第7号、令和4年度多度津町一般会計補正予算(第5号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第10. 議案第8号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第11. 議案第9号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第12. 議案第10号、令和4年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第13. 議案第11号、令和4年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第14. 議案第12号、工事請負契約の締結について(令和4年度多度津駅周辺駅前広場整備工事(西側駅前広場))を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

松岡 忠君。

議員(松岡 忠)

6番、松岡 忠です。

この案件に関して、後で知ったことなのですが、官製談合の疑いで警察の事情聴取が入ったとお伺いしてありますが、それは事実ですかね。

議会事務局長(森 泰憲)

執行部に対する質疑ですか。

議員（松岡 忠）

そうです。

議長（村井 勉）

委員長報告に対する質疑ですから。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

松岡 忠 君。

議員（松岡 忠）

ほんだら、委員長は、この事実を多分知らなんだと思うんです。その委員会の中では。

それを今、これ言よんですが、これに対しての答えを頂きたいと。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

はい、金井 議員。

議員（金井 浩三）

私は、委員会としての委員長報告をただけです。もうこれだけです。

以上です。

議長（村井 勉）

ここで暫時、休憩します。

再開を10時30分。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時30分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

引き続き、質疑を開始致します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

(「採決するんでないか」と呼ぶ者あり)

(「討論で何もなかった」と呼ぶ者あり)

議員(松岡 忠)

さっきに戻して。討論から戻して。

議長(村井 勉)

もう可決して。

議員(松岡 忠)

まだ、してないやろ。

議長(村井 勉)

誰も異議なかったやろ。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

はい、松岡 忠 君。

議員(松岡 忠)

6番、松岡 忠です。

私の勘違いで、討論をせななんたら採決に至らんということが、今、分かりましたので、私はこの案件をこういう状態があつたのでは、ちょっと反対せないかんで、私はこの12号案件を反対と致します。

議長(村井 勉)

他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

採決は電子表決で行いますので、準備致します。

投票漏れ、ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

はい、ちょっと待って下さい。

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

その事実関係については、あったかなかったんかだけを、ちょっと教えて頂きたいと思います。

議長（村井 勉）

さっき委員長が答えました。

議員（尾崎 忠義）

分かりました。

議長（村井 勉）

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり、可決と決定することに賛成の方は、賛成のボタン。ボタンを押さない方は反対とみなします。

投票漏れ、ありませんか。

締め切ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

はい、小川 保 君。

議員（小川 保）

9番、小川 保でございます。

議長の先ほどの進行の中で、少し疑義がございましたので、質問を致します。

討論が一旦締め切った後、採決に入って、のちに松岡議員の発言がございました。

ということは討論に戻るということで、議長、宣言を致しましたのでしょうか。

いかがでございましょうか。

議長（村井 勉）

それでは、討論に戻りたいと思いますので。

最初の討論から始めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

はい、松岡 忠 君。

議員（松岡 忠）

6番、松岡 忠です。

この案件に対しては、先ほどの私が質疑した内容が、あるかないかは別として、こういう用意が出てきたので、私は反対したいと思います。

議長（村井 勉）

他に討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

はい、小川 保 君。

議員(小川 保)

9番、小川 保でございます。

私は、この案件につきまして、十分議論がされてないという風に認識を致しております。また、これについて回答は非常に難しい問題であろうかと思っております。従って、これを継続審議という風な審議をお願いを出来たらと、ご提案申し上げます。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

はい、古川 幸義 君。

議員(古川 幸義)

継続審議になれば、今の小川議員の発言は、動議と受け取りますが、動議の際の賛成が必要になりますが、いかがでしょうか。

議長(村井 勉)

小川議員に賛成の方は、いますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

天野 議員。

議員(天野 里美)

はい、3番、天野 里美です。

今、小川議員さんがおっしゃったように、この議案第12号につきましては、もう一度、継続審議にすることを賛成致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

金井 浩三 君。

議員(金井 浩三)

はい。7番、金井 浩三です。総務教育常任委員会の時に、確か、マルかバツかって言われたと思うんです。僕も継続でどうですかと言うたら、泉課長は、いやこれはマルかバツかですと言われましたんで。

以上、報告しておきます。

議長(村井 勉)

ただ今、小川議員のほか1名から、議案第12号について、総務教育常任委員会再付託の上、継続審査とのことですが、動議が提出されました。

この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立致しました。

議案第12号を総務教育常任委員会に付託の上、継続審査することの動議を議題と致します。

提出者の趣旨説明を求めます。小川 議員。

議員（小川 保）

9番、小川 保でございます。

先ほど来の皆さんの発言等々を鑑み、十分な議論がなされていないという理由でございます。

以上でございます。

議長（村井 勉）

これをもって提出者の趣旨説明は終わります。

これより質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号を総務教育常任委員会に再付託の上、継続審査とすることの動議についてを採決致します。

この採決は電子表決システムによって行います。

準備を致しますので、しばらくお待ち下さい。

それでは投票、お願い致します。

ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切ってよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

締切ります。

賛成多数と認めます。

よって、議案第12号について、総務教育常任委員会に再付託の上、継続審査とすることに決定、可決されました。

引き続き日程第15. 議案第13号、香川県市町総合事務組合理約の一部変更についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第13号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第16. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

タブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続審査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定致しました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了致しました。

これにて、令和4年第4回多度津町議会定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

閉会 午前10時45分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和4年12月16日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記